

投稿規程に掲載すべき著作権に関する条項について

著作権には、大きく分けて以下の3種類があります。

- A. 著作者人格権
- B. 著作財産権
- C. 著作隣接権

このうち、機関リポジトリの公開に関連するものは、B.著作財産権です。著作財産権は譲渡可能な権利です。この著作財産権のうち、機関リポジトリでの公開に際して確認が必要なのは、さらに細分化された以下の2つです。

複製権	著作物を有形的に複製する権利で、論文等を電子化しサーバー等に保存することも含まれます。
公衆送信権	公衆に向けて送信する権利で、電子化された論文を公開されたサーバーに載せ、インターネットで配信できるようにすることも含まれます。

投稿規程に盛り込む際には、複製権と公衆送信権に関して著作者から譲渡を受けるか、許諾を得るか、どちらかの方法で公開の権限を得る必要があります。

1. 著作権(財産権)を著作者から、大学、学部、編集委員会等へ譲渡してもらう

例1) 掲載された論文等の著作権は、編集委員会に帰属する。ただし、著作者は著作権が編集委員会に帰属する著作物を自ら利用することができる。

例2) 掲載された論文等の複製権、公衆送信権は、編集委員会に帰属する。ただし、著作者は著作権が編集委員会に帰属する著作物を自ら利用することができる。

著作財産権を著作者から編集委員会等へ譲渡させる取扱となる、非常に強い権限移譲です。複製権、公衆送信権に限定して譲渡することもできます。いずれの場合も学術成果を電子化、公開することについて譲渡された側で判断できますが、複製権、公衆送信権の移譲を求めることになりますので、その後の出版などの場合も管理が必要になります。

2. 複製、公衆送信に関する許諾を得る

例1) 投稿された論文の著作者は、当該論文に関する複製及び公衆送信を編集委員会に対して許諾したものとみなす。編集委員会が複製及び公衆送信を第3者に委託した場合も同様とする。

例2) 編集委員会は、当該紀要に掲載された論文を電子的に複製し、公開することができる。編集委員会が複製及び公衆送信を第3者に委託した場合も同様とする。

著作財産権はすべて著作者者が保持しますが、複製及び公衆送信についての許諾を得ているのでリポジトリへの掲載が可能です。最もシンプルな形で公開の権限を得ることができ、著作者者にとっても出版権行使等に際しての制限がかかりません。

ただし、第3者機関に電子化、公開手続きを委託する場合がありますので、編集委員会等が第3者に委託した場合でも改めて著作者に確認をとらなくてもいい条文にする必要があります。

(投稿規程の参考例)

紀要投稿規程

(目的)

第 条 紀要(以下「紀要」)は、 研究所の研究により蓄積された研究の成果を掲載し刊行することにより、 分野における教育と研究を促進することを目的とする。

(発行)

第 条 紀要は年 回発行する。

2 紀要の編集は、 紀要編集委員会(以下「委員会」)が取り扱う。

(投稿資格)

第 条 紀要への投稿資格を持つものは以下のものとする。

- (1) 当該研究所に所属する研究員
- (2) 学校法人東洋大学に所属する専任教員
- (3) その他委員会が投稿を認めたもの

(投稿論文)

第 条 紀要に投稿する原稿は以下のうちいずれかの形態をとるものとする。

- (1) 論文
- (2) 研究報告
- (3) その他、学術的価値があると委員会が認めたもの

2 原稿は未発表のものに限る。また、紀要に掲載された原稿は他紙に掲載できない。

(提出方法)

第 条 原稿は委員会の定める期日までに提出しなければならない。

2 原稿の形式は委員会の定める「 紀要執筆要領」に則らなければならない。

(審査)

第 条 投稿された原稿は、委員会の審査にかけられ、掲載が認められた原稿の未紀要に掲載される。

(編集および校正)

第 条 投稿された論文は委員会により、編集される。その際、掲載の必要に応じて投稿者への校正を求めることがある。

(著作権)

第 条 投稿され掲載された成果物の著作権は、著作者が保持する。

2 投稿された論文の著者は、当該論文に関する複製及び公衆送信を委員会に対して許諾したものとみなす。委員会が複製及び公衆送信を第3者に委託した場合も同様とする。

(その他)

第 条 その他必要な事項は委員会において定める。

以上